平成２４年（フ）第２１６１号
名古屋市東区代官町４番２号　ハートイン代官町５Ｂ号
債務者　宮嶋　　昇
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿屋市串良町有里7708番地４、前住所鹿児島県鹿屋市串良町有里8440番地
債務者　前野　純広
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
青森市緑３丁目８番地２　シティハイムハッピー102号、住民票上の住所青森市緑３丁目８番地３　シティハイムハッピー102号
債務者　丹治　　啓
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
青森市青葉２丁目９番地１　第三大平アパート２号
債務者　進藤　裕次
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
青森県つがる市森田町山田朝菜57番地２
債務者　七戸　由照
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目４番16号　コーポ由美Ｂ201
債務者　原田　　薫（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１７３６号
名古屋市瑞穂区茨木町128番地の１
債務者　萩原　里美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目３番22号、前住所鹿児島県鹿屋市新川町5435番地２
債務者　児玉　豊子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
和歌山市粟112番地の10
債務者　吉田　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１５号
和歌山市東紺屋町６番地
債務者　牛丸　洋幸
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７０号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖759番地102
債務者　上田　好之
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０８号
和歌山県紀の川市古和田497番地１　親愛住宅Ｎｏ５―102
債務者　平岡さよみ
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７号
山口県防府市大字大崎1751番地の８
債務者　河合工業こと　河合　春美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８０号
札幌市厚別区青葉町５丁目１番１―203号
債務者　渡部　康仁
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３４３号
札幌市白石区本郷通８丁目北４番９号　本郷ハイツ208号
債務者　藤川　直洋
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３５４号
北海道江別市東野幌町27番地の４　アーバン27―101
債務者　醍醐　亜弥
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９２号
札幌市白石区東札幌２条５丁目４番１号　レジデンス丸亀402号
債務者　若崎裕樹子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部